

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和 6 (2024) 年 2 月修正)

【表紙】

変更後	変更前
令和 <u>6</u> (202 <u>4</u>) 年 <u>2</u> 月	令和 <u>5</u> (202 <u>3</u>) 年 <u>3</u> 月

第 1 編 第 3 章 災害の想定

第 1 節 想定災害 p 10

変更後	変更前
この計画の作成にあたっては、市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。また、以下の各災害が <u>複合的 (同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u> に発生する可能性も考慮するものとする。	この計画の作成にあたっては、市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。また、以下の各災害が 複合的 _____ _____ に発生する可能性も考慮するものとする。

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第2編 第1章 防災体制の整備
 第1節 総合防災体制の整備 p.32

変更後		変更前	
項目	実施担当機関	項目	実施担当機関
第1 組織体制の整備	各部局	第1 組織体制の整備	各部局
第2 活動組織の整備・充実	各部局	第2 活動組織の整備・充実	各部局
第3 防災拠点の整備	各部局	第3 防災拠点の整備	各部局
第4 防災用資機材等の確保	各部局	第4 防災用資機材等の確保	各部局
第5 防災訓練の実施	各部局	第5 防災訓練の実施	各部局
第6 人材の育成	各部局	第6 人材の育成	各部局
第7 防災に関する調査研究の推進	各部局	第7 防災に関する調査研究の推進	各部局
第8 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備	各部局	_____	_____
第9 関係機関等との連携体制の整備	各部局	第8 関係機関等との連携体制の整備	各部局
第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策	各部局	第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策	各部局

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第2編 第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備 p.37

変更後	変更前
<p>第7 防災に関する調査研究の推進</p> <p>災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等の調査研究を継続的に実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用を行う。</p> <p>さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。</p>	<p>第7 防災に関する調査研究の推進</p> <p>災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等の調査研究を継続的に実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用を行う。</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第2編 第1章 防災体制の整備

第2節 情報収集伝達体制の強化 p.42

変更後	変更前
<p>第3 災害広報体制の整備</p> <p>災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>また、府、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める</p> <p><u>さらに、市は府と連携の上、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にするよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3 災害広報体制の整備</p> <p>災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>また、府、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、市民に対する普及啓発に努める</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第2編 第1章 防災体制の整備

第3節 火災予防対策の推進 p.49

変更後	変更前
<p>第4 連携体制の整備</p> <p>市は、府、府警本部及び自衛隊等と平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。また、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制及び消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める</p>	<p>第4 連携体制の整備</p> <p>府、府警本部及び自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制及び消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める</p>

第2編 第1章 防災体制の整備

第6節 避難受入体制の整備 p.65

変更後	変更前
<p>第4 避難誘導体制の整備 (略)</p> <p>1 避難誘導計画の作成と周知 (略)</p> <p>2 案内標識等の設置</p> <p>一時避難地、避難所及び避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。</p> <p>誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>なお、避難場所標識等については、案内図記号(JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導システム(JISZ9098)」を用いる。</p>	<p>第4 避難誘導体制の整備 (略)</p> <p>1 避難誘導計画の作成と周知 (略)</p> <p>2 案内標識等の設置</p> <p>一時避難地、避難所及び避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。</p> <p>誘導標識__を設置する場合は、日本__規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>なお、避難場所標識等については、案内図記号(JIS Z8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導システム(JISZ9098)」を用いる。</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備

第6節 避難受入体制の整備 p.62

変更後	変更前
<p>1 避難所の指定・整備 避難所は、非構造部材を含めた耐震化・不燃化・耐水化の促進、<u>停電時に非常用電源等の確保</u>、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。また、本市では指定避難所が指定緊急避難場所を兼ねている。</p>	<p>1 避難所の指定・整備 避難所は、非構造部材を含めた耐震化・不燃化・耐水化の促進、<u>非常用電源等の確保</u>、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。また、本市では指定避難所が指定緊急避難場所を兼ねている。</p>

第2編 第1章 防災体制の整備
 第11節 帰宅困難者支援体制の整備 p88

変更後	変更前
<p>市は、府が民間企業や団体等と連携を図り、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、災害発生時の社会的混乱等を防止するため、府と連携し帰宅困難者支援体制の整備に努める。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。</p> <p>市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。また、市は、国、府及び関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。</p> <p>府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市町村と連携して市町村の一時滞在施設確保の支援に努める。</p> <p>なお、具体的な対策については、国、府、市、事業者及び関係機関が連携して検討を行い、関西広域連合が策定した、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組を行う。</p>	<p>市は、府が民間企業や団体等と連携を図り、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、災害発生時の社会的混乱等を防止するため、府と連携し帰宅困難者支援体制の整備に努める。</p> <p>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。</p> <p>市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。また、市は、国、府及び関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバス等による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。</p> <p>なお、具体的な対策については、国、府、市、事業者及び関係機関が連携して検討を行い、関西広域連合が策定した、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組を行う。</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第2編 第2章 地域防災力の向上
第1節 防災意識の高揚 p.97

変更後	変更前
<p>第2 学校教育・社会教育における防災教育 (略) 1～6 (略) 7 消防団等が参画した防災教育 市は、消防団が消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において<u>消防団員</u>等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう<u>努めるものとする</u></p>	<p>第2 学校教育・社会教育における防災教育 (略) 1～6 (略) 7 消防団等_____防災教育 市は、消防団が消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において_____防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう_____する</p>

第2編 第2章 地域防災力の向上
第3節 ボランティア活動環境の整備 p.103

変更後	変更前
<p>第1～2 (略) 第3 活動支援体制の整備 災害時迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。 <u>市及び府</u>は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>第1～2 (略) 第3 活動支援体制の整備 災害時迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。 <u>府及び市町村</u>は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、_____研修制度、災害時<u>おける</u>防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第2編 第1章 防災体制の整備

第12節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備 p.91

変更後	変更前
<p>1 廃棄物処理施設等の災害予防対策 (略)</p> <p>2 災害時の廃棄物処理計画 (1)～(12) (略) (13) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組み等の周知</p>	<p>1 廃棄物処理施設等の災害予防対策 (略)</p> <p>2 災害時の廃棄物処理計画 (1)～(12) (略) (13) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や_____、地域ブロック協議会の取組み等の周知</p>

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6章 防災訓練計画 第2節 学校における防災訓練の実施 p.308

変更後	変更前
<p>1 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。</p> <p>2 避難訓練を実施する際には、園児・児童・生徒が障がい等のある園児・児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。</p> <p>3 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。</p> <p>4 <u>市及び府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p>	<p>1 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。</p> <p>2 避難訓練を実施する際には、園児・児童・生徒が障がい等のある園児・児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮をする。</p> <p>3 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

第1編 第1章 初動期の活動

第1節 組織動員 p129

変更後	変更前
<p>第1 活動体制の確立 (略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置 1～8 (略)</p> <p>9 府との連携 府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互連絡を行う等、この組織と連絡を図って活動する。 また、<u> </u>府職員(緊急防災推進員)は、勤務時間外に市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、市と大阪府の連絡調整の補助として自主参集する</p>	<p>第1 活動体制の確立 (略)</p> <p>第2 災害対策本部の設置 1～8 (略)</p> <p>9 府との連携 府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互連絡を行う等、この組織と連絡を図って活動する。 また、<u>大阪</u>府職員(緊急防災推進員)は、<u> </u>府内に震度5弱以上の地震が発生した場合、市と大阪府の連絡調整の補助として自主参集する。</p>

変更後			変更前		
第1 情報の収集 1 警報等の種類 (1)～(2) 略 (3) 洪水予報等 ア 淀川洪水予報 (略)			第1 情報の収集 1 警報等の種類 (1)～(2) 略 (3) 洪水予報等 ア 淀川洪水予報 (略)		
種 類	淀川洪水予報の発表基準	枚方水位観測所の基準値	種 類	淀川洪水予報の発表基準	枚方水位観測所の基準値
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、 <u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。</u>	氾濫注意水位 4.5m	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき_____	氾濫注意水位 4.5m
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>	避難判断水位 5.4m	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき_____	避難判断水位 5.4m
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に達したとき、 <u>または3時間先まで</u>	氾濫危険水位 5.5m	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に達したとき_____	氾濫危険水位 5.5m

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

	に氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき				
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、 氾濫が継続しているとき。	—		氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき —

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第1編 第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達 p.316

変更後			変更前		
第1 情報の収集 1 警報等の種類 (1)～(2) 略 (3) 洪水予報等 ア (略) イ 寝屋川流域洪水予報			第1 情報の収集 1 警報等の種類 (1)～(2) 略 (3) 洪水予報等 ア (略) イ 寝屋川流域洪水予報		
種 類	発表の基準	寝屋川治水緑地 観測所の基準値	種 類	発表の基準	寝屋川治水緑地 観測所の基準値
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。</u>	氾濫注意水位 4.2m	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき_____	氾濫注意水位 4.2m
避難判断情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。</u>	避難判断水位 5.35m	避難判断情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき_____	避難判断水位 5.35m
氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、 <u>または3時間先まで</u>	氾濫危険水位 5.45m	氾濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき_____	氾濫危険水位 5.45m

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

	に氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき				
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、 <u>氾濫が継続しているとき。</u>	—		氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき _____

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第1編 地震災害応急対策第1章 初動期の活動

第4節 情報の収集伝達 p149

変更後	変更前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 国、府への報告</p> <p>府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項に基づいて行う。また、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)による。</p> <p>府に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。</p> <p><u>また、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市は府と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 国、府への報告</p> <p>府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項に基づいて行う。また、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)による。</p> <p>府に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>

第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集・伝達 p352

変更後	変更前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 国、府への報告</p> <p>府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項に基づいて行う。また、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)による。</p> <p>府に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。</p> <p><u>また、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、府が一元的に集約、調整を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市は府と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 国、府への報告</p> <p>府に対する被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項に基づいて行う。また、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)による。</p> <p>府に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第1編 地震災害応急対策 第1章 初動期の活動

第4節 情報の収集伝達 p142

変更後	変更前
<p>地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話・携帯電話等や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p> <p><u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>	<p>地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話・携帯電話等や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p> <hr/> <hr/>

第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集・伝達 p348

変更後	変更前
<p>地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話・携帯電話等や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p> <p><u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>	<p>地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに電話・携帯電話等や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p> <hr/> <hr/>

第1編 地震災害応急対策 第1章 初動期の活動

第11節 避難所の開設・管理 p191

変更後	変更前
<p>第1 避難所の開設 (略)</p> <p>第2 避難所の管理・運営 1～4略</p> <p>5 要配慮者への配慮 (1) 管理責任者は、避難所を開設した場合、避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、<u>児童、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。</u> (2) 管理責任者は、調査の結果を避難所班に報告し、必要とする食料、生活必需品等の調達を要請する。 <u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料を確保する。</u></p> <p>6 (1)～(8)略 <u>(9) 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア(企業や団体も含む)等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</u></p> <p>7 その他(避難所内の秩序維持、情報提供等) 避難所班は、広報班、管理責任者と連携を図りながら、避難所の混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を広報掲示板を設けて掲出し、校内放送やハンドマイクを用いて周知する。 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うよう努める。</u></p>	<p>第1 避難所の開設 (略)</p> <p>第2 避難所の管理・運営 1～4略</p> <p>5 要配慮者への配慮 (1) 管理責任者は、避難所を開設した場合、避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、<u>妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。</u> (2) 管理責任者は、調査の結果を避難所班に報告し、必要とする食料、生活必需品等の調達を要請する。</p> <hr/> <p>6 (1)～(8)略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>7 その他(避難所内の秩序維持、情報提供等) 避難所班は、広報班、管理責任者と連携を図りながら、避難所の混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を広報掲示板を設けて掲出し、校内放送やハンドマイクを用いて周知する。 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、</u>等との定期的な情報交換を行うよう努める。</p>

第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動

第7節 避難所の開設・管理 p380

変更後	変更前
<p>第1 避難所の開設 第2 避難所の管理・運営 1～4略 5 要配慮者への配慮 (1) 管理責任者は、避難所を開設した場合、避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、<u>児童</u>、<u>妊産婦</u>等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。 (2) 管理責任者は、調査の結果を避難所班に報告し、必要とする食料、生活必需品等の調達を要請する。 <u>また、食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料を確保する。</u></p> <p>6 (1)～(8)略 (9) <u>正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア(企業や団体も含む)等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</u></p> <p>7 その他(避難所内の秩序維持、情報提供等) 避難所班は、広報班、管理責任者と連携を図りながら、避難所の混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を広報掲示板を設けて掲出し、校内放送やハンドマイクを用いて周知する。 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO、ボランティア</u>等との定期的な情報交換を行うよう努める。</p>	<p>第1 避難所の開設 第2 避難所の管理・運営 1～4略 5 要配慮者への配慮 (1) 管理責任者は、避難所を開設した場合、避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、<u> </u>妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。 (2) 管理責任者は、調査の結果を避難所班に報告し、必要とする食料、生活必需品等の調達を要請する。</p> <hr/> <p>6 (1)～(8)略</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>7 その他(避難所内の秩序維持、情報提供等) 避難所班は、広報班、管理責任者と連携を図りながら、避難所の混乱防止のための避難者心得や応急対策の実施状況・予定等の情報を広報掲示板を設けて掲出し、校内放送やハンドマイクを用いて周知する。 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u> </u>等との定期的な情報交換を行うよう努める。</p>

第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備

第5節 緊急輸送体制の整備 p.58

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 航空輸送体制の整備</p> <p>府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプター及び無人航空機の機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポート、ドクターヘリ及び自衛隊ヘリポートの確保及び選定に努める。</p> <p>なお、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用については、各関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 航空輸送体制の整備</p> <p>府等の関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプター_____の機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポート、ドクターヘリ及び自衛隊ヘリポートの確保及び選定に努める。</p> <p>なお、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用については、各関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。</p>

第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動

第19節 自発的支援の受入れ p.429

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p>第1 ボランティアの受入れ</p> <p>府、<u>市</u>、<u>日本赤十字社大阪府支部</u>、<u>大阪府社会福祉協議会</u>、<u>門真市社会福祉協議会</u>、<u>おおさか災害支援ネットワーク</u>、<u>NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関</u>は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場など、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p> <p>また、<u>市及び府</u>は、<u>災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ</u>、<u>片付けごみなどの収集運搬等</u>、<u>被災者のニーズ等に応じた活動</u>を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第1 ボランティアの受入れ</p> <p>府、<u>日本赤十字社大阪府支部</u>、<u>大阪府社会福祉協議会</u>、<u>門真市社会福祉協議会</u>、<u>NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関</u>は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場など、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。</p> <p>また、<u>災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ</u>、<u>片付けごみなどの収集運搬</u>を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第2編 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定

第2節 激甚災害の指定 p 268

変更後									変更前								
甚大な被害が発生した場合は、迅速に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。									甚大な被害が発生した場合は、迅速に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。								
項目	実施 担当 機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	項目	実施 担当 機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 激甚災害 指定の手 続	本部事 務局、大 阪府					…—	—	—	第1 激甚災害 指定の手 続	本部事 務局、大 阪府					…—	—	—
第2 激甚災害 法に定め る事業	—					…—	—	—	第2 激甚災害 法に定め る事業	—					…—	—	—
第3 復旧事業 の推進	二					…—	—	—	—	—					—	—	—

第2編 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定

第2節 激甚災害の指定 p 269

変更後	変更前
<p>第1～第2 (略)</p> <p><u>第3 復旧事業の推進</u></p> <p><u>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。</u></p> <p><u>市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p> <p><u>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</u></p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第3編 災害復旧・復興対策第 1章 生活の安定

第2節 激甚災害の指定 p.462

変更後									変更前								
甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。)による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。									甚大な被害が発生した場合は、迅速に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。)による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。								
項目	実施 担当 機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	項目	実施 担当 機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 激甚災害 指定の手 続	本部事 務局、大 阪府					…	—	—	第1 激甚災害 指定の手 続	本部事 務局、大 阪府					…	—	—
第2 激甚災害 法に定め る事業	—					…	—	—	第2 激甚災害 法に定め る事業	—					…	—	—
第3 復旧事業 の推進	二					…	—	—	—	—					—	—	—

第3編 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定

第2節 激甚災害の指定 p.463

変更後	変更前
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 復旧事業の推進</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の府民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。</p> <p>市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p> <p>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。</p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>_____</p>

門真市地域防災計画 新旧対照表 本編 (令和6(2024)年2月修正)

第1編 地震災害応急対策 第1章 初動期の活動

第4節 情報の収集伝達 p152

変更後		変更前	
第1～第5 (略) 第6 通信手段の確保 1～5 (略) 6 通信機器の設置場所		第1～第5 (略) 第6 通信手段の確保 1～5 (略) 6 通信機器の設置場所	
機器名称	設置場所	機器名称	設置場所
大阪府防災情報システム	庁舎別館3階 危機管理課	大阪府防災情報システム	庁舎別館3階 危機管理課
上下水道事業用無線	庁舎本館2階 経営総務課	上下水道事業用無線	泉町浄水場庁舎2階 経営総務課

第1編 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集・伝達 p354

変更後		変更前	
第1～第5 (略) 第6 通信手段の確保 1～5 (略) 6 通信機器の設置場所		第1～第5 (略) 第6 通信手段の確保 1～5 (略) 6 通信機器の設置場所	
機器名称	設置場所	機器名称	設置場所
大阪府防災情報システム	庁舎別館3階 危機管理課	大阪府防災情報システム	庁舎別館3階 危機管理課
上下水道事業用無線	庁舎本館2階 経営総務課	上下水道事業用無線	泉町浄水場庁舎2階 経営総務課

第1編 地震災害応急対策 第1章 初動期の活動

第8節 消火・救助・救急活動 p169

変更後	変更前
<p>第1 消防活動体制</p> <p>1 消防組合の震災非常警備体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ア 警察本部の設置</p> <p>消防組合に警防本部を設置し、本部指揮隊、指令調査隊、情報隊、庶務隊、<u> </u>救助隊及び本部特設隊を編成する。</p>	<p>第1 消防活動体制</p> <p>1 消防組合の震災非常警備体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ア 警察本部の設置</p> <p>消防組合に警防本部を設置し、本部指揮隊、指令調査隊、情報隊、庶務隊、<u>特別</u>救助隊及び本部特設隊を編成する。</p>

第1編 風水害応急対策 第1章 災害警戒期の活動

第4節 警戒活動 p336

変更後	変更前
<p>第1 水防活動</p> <p>1 活動体制 (略)</p> <p>2 水位の観測通報</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>氾濫危険水位</u>に達したとき</p>	<p>第1 水防活動</p> <p>1 活動体制 (略)</p> <p>2 水位の観測通報</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>最高水位</u>に達したとき</p>